

議案第 9 号

君津市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 27 年 6 月 2 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）の公布等に伴い、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）及び君津市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年君津市条例第 17 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、君津市税条例等の一部を改正する条例を平成 27 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市税条例等の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

君津市長 鈴木 洋 邦

記

専決第1号

君津市税条例等の一部を改正する条例

君津市条例第 23 号

君津市税条例等の一部を改正する条例

(君津市税条例の一部改正)

第 1 条 君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 17 条第 2 項の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に改め、「この表」の次に「及び第 4 項」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 18 条第 2 項にただし書として次のように加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。
第 29 条の 3 第 4 項中「第 203 条の 5 第 4 項」を「第 203 条の 5 第 5 項」に改める。

第 45 条第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 3」を「第 2 条第 12 号の 7」に改める。

第 46 条第 3 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 2」を「第 2 条第 12 号の 6 の 7」に改める。

第 63 条及び第 65 条中「第 10 号の 9」を「第 10 号の 10」に改める。

第 94 条第 1 項中「一」を「いずれか」に改め、同条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に改める。

第 95 条第 2 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「納期限前 7 日」を「納期限」に、「第 94 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第6条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第6条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第24条の2の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第3項の規定による申告書の提出（第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第6条の2を附則第6条の3とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第7条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
附則第7条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第9条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第9条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法

律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）及び附則第10条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第10条の9第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第11条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第11条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第11条の2を次のように改める。

第11条の2 削除

（君津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち君津市税条例附則第6条の2第1項の改正規定中「附則第6条の2第1項」を「附則第6条の3第1項」に改め、同条例附則第11条の改正規定を次のように改める。

附則第11条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条にお

いて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第4号中「第88条の改正規定」を「第88条第2号アの改正規定(「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。)」に、「附則第3条」を「附則第3条第1項」に改め、同条第6号中「並びに附則第6条の2第1項」を「及び第88条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定(「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。)並びに同号イ及び同条第3号の改正規定並びに附則第6条の3第1項」に改め、「次条第5項」の次に「、附則第3条第2項」を加える。

附則第3条第1項中「第88条」を「第88条第2号ア(「3,600円」に係る部分を除く。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第88条第1号、第2号ア(「3,600円」に係る部分に限る。)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第5条の表中「附則第11条」を「附則第11条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中君津市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第4号及び第6号並びに第3条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中君津市税条例第18条第2項にただし書を加える改正規定及び第29条の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中君津市税条例第13条第2項及び附則第11条の2の改正規定並びに次条

第 6 項及び附則第 5 条の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の君津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 2 7 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 6 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 1 8 条第 2 項の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 6 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第 6 条第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

4 新条例附則第 6 条の 2 の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第 1 3 条第 2 項の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 2 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 2 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 7 条の 2 第 6 項の規定は、施行日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号。以下「平成 2 7 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「新法」という。）附則第 1 5 条第 1 8 項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第 7 条の 2 第 7 項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第 1 5 条第

30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第7条の2第8項の規定は、施行日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第7条の2第12項の規定は、施行日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第11条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった第1条の規定による改正前の君津市税条例附則第11条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第100条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき
2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき
3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき
4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第103条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第103条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定によ
----------	----------	---

		る改正前の地方税法施行規則 (以下この節において「平成 27年改正前の地方税法施行 規則」という。)第48号の5 様式
第103条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法 施行規則第48号の6様式
第103条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法 施行規則第48号の9様式
第103条第4項	第34号の2様式又は第34 号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法 施行規則第48号の5様式又 は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第97条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第103条第4項及び第5項、第105条の2並びに第106条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	第103条第1項若しくは第2項、	君津市税条例等の一部を改正する条例（平成27年君津市条例第23号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第10条第2号	第103条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第10条第3号	第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第103条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第103条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第103条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第105条の2第1項	第103条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項

第106条第2項	第103条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
----------	---------------	-------------------

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第104条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第103条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には、市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項におい

		て準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第103条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第103条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第105条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表106条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	次項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売

業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第103条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第103条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第105条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7条の表第106条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2

項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	から前項まで	、第5項及び前項
第7項の表第10条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第10条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第10条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第103条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項

第7項の表第103 条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において 準用する同条第6項
第7項の表第105 条の2第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において 準用する同条第5項
第7条の表106条 第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において 準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

君津市税条例等新旧対照表

改正案	現 行								
<p>第1条による改正 君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号） （市民税の納税義務者等）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法第292条第1項第14号</u> _____に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 省略</p> <p>（均等割の税率）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（<u>法第292条第1項第4号の</u> _____に規定する資本金等の額をいう。以下この表</td> <td>年額 5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の</u> _____に規定する資本金等の額をいう。以下この表	年額 5万円	<p>*（市民税の納税義務者等）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（<u>法人税法第2条第12号の</u> <u>18</u>に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 省略</p> <p>* 第13条は、君津市税条例等の一部を改正する条例（平成26年君津市条例第17号）第1条中平成28年4月1日施行予定の同条の改正規定による改正後の規定。</p> <p>（均等割の税率）</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 第13条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（<u>法人税法第2条第16号</u> _____に規定する資本金等の額又は同条第17号</td> <td>年額 5万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の区分	税率	1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（ <u>法人税法第2条第16号</u> _____に規定する資本金等の額又は同条第17号	年額 5万円
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（ <u>法第292条第1項第4号の</u> _____に規定する資本金等の額をいう。以下この表	年額 5万円								
法人の区分	税率								
1 次に掲げる法人 ア～エ 省略 オ 資本金等の額（ <u>法人税法第2条第16号</u> _____に規定する資本金等の額又は同条第17号	年額 5万円								

及び第4項において同じ。

_____)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

2～9 省略

3 省略

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

(所得割の課税標準)

第18条 省略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所

の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表_____)において同じ。)で資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの

2～9 省略

3 省略

(所得割の課税標準)

第18条 省略

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所

得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

3～6 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 省略

2～3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(法人の市民税の申告納付)

第45条 省略

2～5 省略

6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第47条の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第47条の2第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条の2第

得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定する。_____

3～6 省略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 省略

2～3 省略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 省略

(法人の市民税の申告納付)

第45条 省略

2～5 省略

6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第46条第3項及び第47条の2第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第46条第3項及び第47条の2第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第47条の2第

2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の2第2項において同じ。)限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 省略

2 省略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受け

2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第47条の2第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第47条の2第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第7条の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第46条 省略

2 省略

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受け

たこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第61条 省略

第62条 省略

第63条 法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 省略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

たこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第61条 省略

第62条 省略

第63条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設(以下この条において「社会福祉事業等」という。)を営業者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営業者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)～(6) 省略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

(軽自動車税の減免)

第94条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、軽自動車税を減免することができる。

(1) ～(3) 省略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) ～(8) 省略

3 省略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第95条 省略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一に

(軽自動車税の減免)

第94条 市長は、次の各号の一に該当すると認められた場合は、軽自動車税を減免することができる。

(1) ～(3) 省略

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) ～(8) 省略

3 省略

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第95条 省略

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一に

する者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～(6) 省略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 省略

附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 省略

第4条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 省略

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

する者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) ～(6) 省略

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第94条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 省略

附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第4条の3 省略

第4条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 省略

第6条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第24条の2の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第28条第3項の規定による申告書の提出（第29条の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のい

第6条 削除

れかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第24条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第6条の3 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第7条の2 省略

2～5 省略

6 法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第6条の2 省略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第7条の2 省略

2～5 省略

6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合

は、3分の2とする。

1 0 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 1 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

1 2 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第8条 省略

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

は、3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第8条 省略

(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)

第8条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であって、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成

(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第9条 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成

29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産

26年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産

税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第9条の2 削除

第9条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 省略

（市街化区域農地に対して課する昭和47年以降の各年度分の固定資産税の特例）

第10条の2 省略

第10条の3 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度

税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第9条の2 削除

第9条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定により、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第10条 農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 省略

（市街化区域農地に対して課する昭和47年以降の各年度分の固定資産税の特例）

第10条の2 省略

第10条の3 市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度

までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第10条の9 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第8条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第

までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第10条の9 附則第9条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第8条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第

349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第134条第1号及び第137条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第134条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

(軽自動車税の税率の特例)

第11条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右

349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の特別土地保有税については、第134条第1号及び第137条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第9条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第134条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 省略

第11条 削除

欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	3,000円
----------	--------	--------

	6, 9 0 0 円	5, 2 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	8, 1 0 0 円
	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

第 1 1 条の 2 削除

第 2 条による改正 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年君津市条例第 1 7 号）

（君津市税条例の一部改正）

第 1 条 君津市税条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 3 第 1 項中「第 1 4 5 条第 1 項」を「第 1 4 4 条の 8」に改める。

附則第 1 1 条第 3 項中「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則

（たばこ税の税率の特例）

第 1 1 条の 2 たばこ事業法附則第 2 条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和 4 0 年法律第 1 2 2 号）第 1 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第 1 0 0 条の規定にかかわらず、当分の間、1, 0 0 0 本につき 2, 4 9 5 円とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 1 0 3 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、同条第 1 項中「第 3 4 号の 2 様式」とあるのは「第 4 8 号の 5 様式」と、同条第 2 項中「第 3 4 号の 2 の 2 様式」とあるのは「第 4 8 号の 6 様式」と、同条第 3 項中「第 3 4 号の 2 の 6 様式」とあるのは「第 4 8 号の 9 様式」と、同条第 4 項中「第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式」とあるのは「第 4 8 号の 5 様式又は第 4 8 号の 6 様式」とする。

（君津市税条例の一部改正）

第 1 条 君津市税条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 2 第 1 項中「第 1 4 5 条第 1 項」を「第 1 4 4 条の 8」に改める。

附則第 1 1 条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) ～(3) 省略

(4) 第1条中君津市税条例第88条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）並びに附則第3条第1項及び第5条（第1条の規定による改正後の君

第11条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) ～(3) 省略

(4) 第1条中君津市税条例第88条の改正規定 _____ 並びに附則第3条 _____ 及び第5条（第1条の規定による改正後の君

津市税条例（以下「新条例」という。）附則第 1 1 条に係る部分を除く。）の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日

(5) 省略

(6) 第 1 条中君津市税条例第 1 3 条、第 4 5 条、第 4 7 条の 2 第 1 項及び第 8 8 条第 1 号の改正規定、同条第 2 号アの改正規定（「2, 4 0 0 円」を「3, 6 0 0 円」に改める部分に限る。）並びに同号イ及び同条第 3 号の改正規定並びに附則第 6 条の 3 第 1 項及び第 1 1 条の改正規定並びに次条第 5 項、附則第 3 条第 2 項、附則第 4 条及び附則第 5 条（新条例附則第 1 1 条に係る部分に限る。）の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

(7) ~ (8) 省略

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 8 8 条第 2 号ア（「3, 6 0 0 円」に係る部分を除く。）の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 6 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例第 8 8 条第 1 号、第 2 号ア（「3, 6 0 0 円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第 3 号の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 7 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 8 8 条及び新条例附則第 1 1 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 8 号第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
---------------	------------	------------

津市税条例（以下「新条例」という。）附則第 1 1 条に係る部分を除く。）の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日

(5) 省略

(6) 第 1 条中君津市税条例第 1 3 条、第 4 5 条、第 4 7 条の 2 第 1 項並びに附則第 6 条の 2 第 1 項

及び第 1 1 条の改正規定並びに次条第 5 項、
附則第 4 条及び附則第 5 条（新条例附則第 1 1 条に係る部分に限る。）の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

(7) ~ (8) 省略

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 8 8 条
の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 6 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 5 条 平成 2 7 年 3 月 3 1 日以前に初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 8 8 条及び新条例附則第 1 1 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 8 号第 2 号ア	3, 9 0 0 円	3, 1 0 0 円
---------------	------------	------------

	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第11条 第1項の表以外の部分	第88条	君津市税条例等の一部を改正する条例 (平成26年君津市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
新条例附則第11条 第1項の表第88条 第2号アの項	第88条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第11条 _____の表以外の部分	第88条	君津市税条例等の一部を改正する条例 (平成26年君津市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条
新条例附則第11条 _____の表第88条 第2号アの項	第88条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第88条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円